



お試し移住用住宅として貸し付け予定の建物

**A** 市に寄附された建物に消防法に基づく設備などを設置した上で、簡易宿所として営業許可を取り、貸し付けるものである。今後、貸付規則を作成し、貸付対象者を市外在住者に限定するほか、入居時は事前面談で注意点を説明し、退去時は職員が立ち合い現状回復を確認するなどの対応を検討している。

**Q** お試し移住用住宅の概要とトラブル防止策は？

### 移住促進事業

## 環境消防委員会・分科会での主なQ&A

9/12開催  
付託議案6件

**Q** 1分団当たりの車両配備基準と、今後の消防団拠点施設の更新整備計画は？

### 楠河分団統合整備事業

**A** 車両配備基準については、平成30年度作成の消防団拠点施設更新整備基本方針において、1分団当たり3台としている。なお、車両が不足する西条地区・小松地区の分団については、今後、車両若しくは小型動力ポンプの配備により対応する。消防団拠点施設の更新計画については、当初、合併特例債の活用を前提とした全体計画を作成していたが、最終的に計画どおりの活用は困難との結論に至り、見直しが必要となった。しかし、拠点施設の統合は早急に進めるべきとの考えの下、今回、楠河分団の統合を進めており、今後の事業計画については、総事業費を再算定し、年内の早い段階で見直すこととしている。



美しくつよく 華やかなお米  
**ひめの凩**  
HIME NO RIN

新しいお米「ひめの凩」ロゴマーク

**A** 県が新しく開発育成した米「ひめの凩」の販売を目的とした栽培に対して、令和元年度から3年間、種子代の助成を行い、ブランドの定着を図る事業である。対象者数と作付面積は、JA周桑管内が26人で20ヘクタール、JA西条管内が15人で7・8ヘクタールを見込んでいる。

**Q** 事業内容と支援対象は？

### ひめの凩生産拡大支援事業

## 産業建設委員会・分科会での主なQ&A

9/12開催  
付託議案2件  
請願1件

**Q** 事業の目的は？

**A** 畜産農家や県・市などで組織する畜産クラスター協議会により中心経営体と位置付けられた4経営体が、豚舎分婉柵や牛舎屋根の改修などを行った場合に支援をするものである。

### 畜産基盤施設再生支援事業

**Q** 現況と対応状況は？

**A** 県内のニホンジカの生息数は、平成26年度末時点で約3万5千頭と推定され、高縄山系だけでなく、現在は石鎚山系にも生息するなど増加傾向にある。県が令和3年度までに頭数を半減させる計画を立てていることから、今後は国・県、猟友会とも連携しながら、適正な頭数管理に努めたい。

### ニホンジカ狩猟捕獲 森林保全対策事業